渋 谷 区 長　殿　　年　月　日

退園届・転出後通園願

下記について保護者双方合意のうえ、提出します。

保護者①　住　所　渋谷区

氏名　　電話

保護者②　住所　□同上

氏名　　電話

※保護者双方の記名をお願いします（ひとり親を除く）
（双方の記名がない場合、再提出をお願いする場合があります）

□下記の理由により　月 末日 限り退園します。

□　月に区外に転出するため、転出後通園を希望します。

(一度提出した退園届・転出後通園願を取り消すことはできません。)

フリガナ 児　童　氏　名	生　年　月　日	保　育　園　名
	年　月　日	
	年　月　日	
	年　月　日	

退園・転出後通園理由

□家庭保育　□幼稚園入園　□その他

□区外転出（引越し）

転出日　年　月　日

転出先住所

転出後通園（区外転出）の人は下記もご記入ください。

転出後通園について

転出先自治体で保育園の

① 申込みをする

→ 転出先で保育園の利用が決定しなかった場合、現在入園中の保育園に転出月の翌月以降も引き続き通園を【□希望する・□希望しない】

（転出先で利用が決定した場合、退園になります。）

② 申込みをしない

→ 現在入園中の保育園に転出月の翌月以降も引き続き通園を【□希望する・□希望しない】

【注意】転出後通園を希望する場合、転出先自治体にて手続きが必要となります。
→裏面を必ずご確認ください。（手続きを行わない場合、退園となります。）

※退園・転出をする 1 か月前までに提出してください

在籍園確認欄	施設名	確認者	確認日 年　月　日

【区外転出（引越し）の人向け】

転出した月の末日までに以下の手続きが完了する必要があります。

※必ず、転入届と同時に転出先の保育課窓口で手続きをしてください。

（手続きを行わない場合は、転出した月の月末で退園となります。）

転出後通園の手続きでやること

① 転出先・転出時期が決まったら、「退園届・転出後通園願（本用紙）」を園に確認してもらい、渋谷区保育課入園相談係に提出する。

② 渋谷区に転出届を提出する。

③ 新しい自治体に転入届を提出する。

④ 転入届と同時に、転出先自治体の保育課窓口で「渋谷区の認可園に継続して通いたい」旨の申込みをする。

在園期間について　※１

区立園・・・・・・・・・　転出した月の属する年度末まで
保護者の勤務先が渋谷区内にある時は就学まで
（勤務先が渋谷区外になった時はその年度の年度末まで）

私立園・・・・・・・・・・就学まで

認定こども園・・・・・・転出日の属する月の月末まで※２

小規模保育施設・・・・・就学（連携園を含む）まで※３

区立幼保一元化施設・・・転出日の属する月の月末まで※４

※１　転出先の自治体の在園要件によっては、上記期間にかかわらず通園できなくなる可能性があります。

※２　在園期間は、転出先自治体・園との運営費の調整により、最長年度末までとなる場合があります。転出先自治体の保育課窓口にご確認ください。

※３　小規模保育事業のぬくもりのおうち保育 神宮園に在籍されている場合、転出後連携園として渋谷保育園を利用することはできません。

※４　区立幼保一元化施設の在園期間は、転出先自治体の保育施設に空きがない等の理由により、最長年度末までとなる場合があります。